Gunma Prefecture
群馬県

令和７年３月１１日
産業経済部　戦略セールス局
観光魅力創出課　国内誘客係
電話：027-226-3386 内線：3386

谷川岳遭難防止条例に基づく危険地区への登山禁止について

谷川岳では融雪期を迎え、気温の上昇による雪崩の発生が予想されており、登山することが著しく危険です。

このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第７条の規定に基づき、次のとおり危険地区での登山を禁止します。

１　登山禁止地区

危険地区全域（別添位置図のとおり）

２　登山禁止期間

令和７年３月１７日（月）から令和７年４月２５日（金）まで（４０日間）

３　期間設定理由

気温の上昇による雪崩の発生が予想されるため

４　その他注意事項

危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山者は事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないでください。

なお、一般コースを登山する際は、事前に、登山計画書（又は登山カード）を、登山アプリ「ヤマップ」又は「コンパス」から提出いただくか、管轄の沼田警察署又は群馬県谷川岳登山指導センターに提出してください。

５　問い合わせ先

群馬県谷川岳登山指導センター
住所：群馬県利根郡みなかみ町湯桧曽
電話：０２７８－７２－３６８８（ＦＡＸ兼用）

※参考１　【積雪状況（Mt.T by 星野リゾート　ウェブサイト調べ）】

５０４cm（R7.3.10）
１７０cm（R6.2.26）
２８５cm（R5.3. 8）
４４０cm（R4.3. 4）
２８０cm（R3.3. 8）

※参考２　【過去４年間の登山禁止期間】

令和６年：令和６年３月　９日（土）～４月１２日（金）　３５日間
令和５年：令和５年３月２２日（水）～４月３０日（日）　４０日間
令和４年：令和４年３月２２日（火）～４月２８日（木）　３８日間
令和３年：令和３年３月２０日（土）～４月３０日（金）　４２日間

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS